

長崎県建設工事の指名基準

平成8年11月29日 長崎県告示第1111号の2
最終改正 平成28年3月29日 長崎県告示第311号

長崎県建設工事の指名基準を次のように定め、平成8年12月1日から適用する。

長崎県建設工事の指名基準

県が発注する建設工事に係る指名業者の選定は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定）の規定によるほか、次の事項を総合的に考慮して行うものとする。

1 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 長崎県建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外期間中である場合
- (3) 下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に基づき、入札参加規制中である場合
- (4) 県が発注する建設工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることにより、受注者として不適当であると認められる場合
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - ウ 工事現場の管理及び工事の施工に当たり、安全、公害等の諸法令を遵守しない、又は地元住民との協調を著しく欠く行為があること。

2 経営状況

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 手形交換所で不渡りの事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等の事実などから、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされた場合
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

3 電子登録

電子入札対象工事においては、長崎県建設工事電子入札実施要綱に定めるICカードを取得し、利用者登録を適正に行った者の中から指名するものとする。

4 工事成績

建設工事の工事成績に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 工事の成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 県が定める建設工事成績評定要領に基づく工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が

過去2年間連続して65点未満である場合は、指名しないこと。

- (3) 工事成績65点未満の通知を受けたものについては、別に定める取り扱いに基づき指名しないこと。
- (4) 工事の成績が特に優良であって、表彰状又は感謝状を受けている場合は、十分尊重すること。

5 県が発注する建設工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での建設工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて県が発注する建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案するものとする。

6 手持ち建設工事の状況

手持ちの建設工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて、県が発注する建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。

7 建設業の許可状況

特定建設業と一般建設業の許可状況に応じた指名に配慮するとともに、県が発注する建設工事の内容により下請施工に付する総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に規定する金額以上になると予定される工事については、特定建設業者を指名するものとする。

8 県が発注する建設工事における技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案するものとする。

- (1) 県が発注する建設工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 県が発注する建設工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- (3) 県が発注する建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (4) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等県が発注する建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

9 安全管理の状況

建設工事の安全管理に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (2) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 過去2年間に死亡者又は休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

10 労働福祉の状況

建設工事の労働福祉に関し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 勤労者退職金共済機構への加入状況並びに証紙の購入状況及び貼付の状況を総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

11 系列会社の状況

一定の系列関係（資本的關係又は人的關係をいう。）がある者にあつては、1者を除き指名しないものとする。

12 県内企業の優先発注

原則として、技術的に県内企業で施工可能な工事については、県内企業を優先すること。

13 指名の取消

指名業者の選定後、当該業者が本基準に抵触した場合は、当該指名を取り消すものとする。

制定 平成 8 年 11 月 29 日 長崎県告示第 1111 号の 2

改正 平成 11 年 5 月 6 日から適用する。(平成 11 年 5 月 6 日 長崎県告示第 596 号)

平成 12 年 9 月 1 日から適用する。(平成 12 年 9 月 1 日 長崎県告示第 910 号)

平成 13 年 5 月 7 日から適用する。(平成 13 年 5 月 7 日 長崎県告示第 599 号)

平成 14 年 4 月 1 日から適用する。(平成 14 年 4 月 1 日 長崎県告示第 547 号)

平成 15 年 7 月 1 日から適用する。(平成 15 年 6 月 27 日 長崎県告示第 783 号)

平成 16 年 10 月 1 日から適用する。(平成 16 年 9 月 10 日 長崎県告示第 1061 号)

平成 17 年 1 月 1 日から適用する。(平成 16 年 12 月 24 日 長崎県告示第 1412 号)

平成 18 年 4 月 1 日から適用する。(平成 18 年 3 月 3 日 長崎県告示第 265 号)

平成 18 年 5 月 1 日から適用する。(平成 18 年 4 月 28 日 長崎県告示第 562 号)

平成 21 年 8 月 14 日から適用する。(平成 21 年 8 月 14 日 長崎県告示第 756 号)

平成 21 年 11 月 1 日から適用する。(平成 21 年 10 月 29 日 長崎県告示第 908 号)

平成 22 年 11 月 1 日から適用する。(平成 22 年 10 月 26 日 長崎県告示第 892 号)

平成 24 年 1 月 4 日から適用する。(平成 23 年 12 月 2 日 長崎県告示第 1007 号)

平成 28 年 4 月 1 日から適用する。(平成 28 年 3 月 29 日 長崎県告示第 311 号)